

山形県若者定着奨学金返還支援事業における助成候補者の認定取消の猶予について

☑ 対 象

次の場合には申請いただくことで助成候補者の認定取消が猶予されます(※1)。

- ① 助成候補者が県内企業等に就業したものの、**就業先の都合により**大学等卒業後最初の配属先が県外の事業所であった場合
- ② 助成候補者が大学等卒業後6カ月以内に県内企業等に就業し、山形県内に居住・就業を開始したものの、**就業先の都合により**3年を経過する前に県外の事業所に配属された場合

(※1) 申請には就業先の企業等が作成した「**助成候補者の就業条件等証明書**」が必要です。

☑ 猶予期間中の報告義務

猶予の承認を受けた方は、**猶予期間中、毎年9月30日までに配属先等報告書**を県あて提出する必要があります(※2)。

(※2) 期限までに配属先等報告書が提出されない場合は猶予が取り消されます。

☑ 支援要件

猶予の承認を受けた方が、大学等卒業後、**県内に居住・就業した期間が通算して3年を経過した時点で支援の要件を満たすこと**となります(※3)。

(※3) 支援を受けるには別途申請が必要です。

☑ 返還支援額

区 分	支援額(※4)
(1) 申請市町村に戻り、通算3年を経過した場合	$2.6\text{万円} \times \text{対象月数で計算した額}$
(2) 申請市町村以外の県内市町村に戻り、通算3年を経過した場合	$1.3\text{万円} \times \text{対象月数で計算した額}$
(3) 県外から申請市町村に戻った後に通算3年を経過する前にその他の県内市町村に転出し、通算3年を経過した場合	

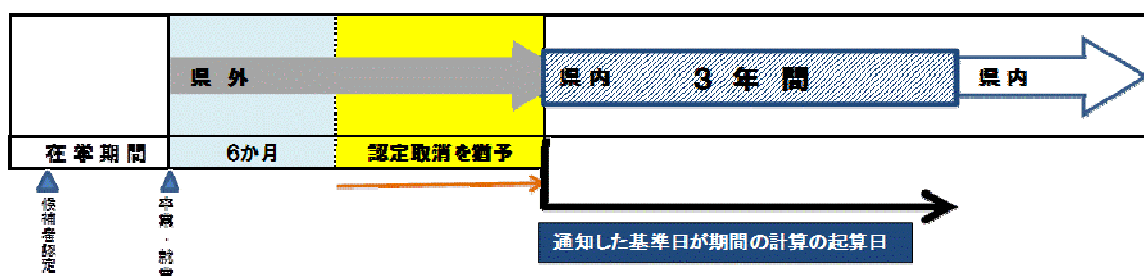
(※4) 返還支援額は奨学金の返還残額が上限となります。

認定取消の猶予申請を行う場合の提出先、提出期限

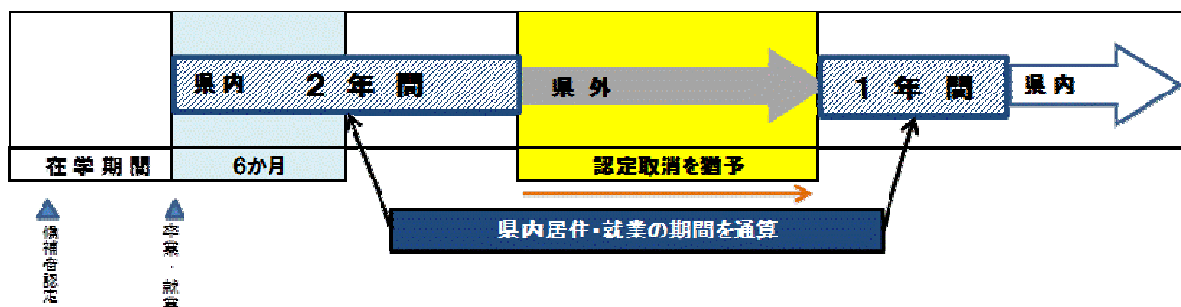
区分	提出先	期限
大学等卒業後6カ月が経過した時点の居住地が県外の場合	申請市町村に提出	県外へ配属後初めて提出する就業状況等報告書の提出期限まで [就業開始年度] …就業後3か月以内
申請市町村に居住し、県内で就業を開始したものの、3年を経過する前に県外の事業所に配属された場合	申請市町村に提出	[2、3年目] …毎年 9月30日
申請市町村以外の県内市町村に居住し、県内で就業を開始したものの、3年を経過する前に県外の事業所に配属された場合	県に提出	県外へ配属された日から上記提出期限までの期間が1カ月に満たない場合には配属された日から起算して1カ月以内

猶予期間が経過した後の期間の要件の計算方法

- ①大学等卒業後の最初の配属先が県外の場合は、通知した基準日を県内居住・就業期間の計算の始期とします



- ②大学卒業後、助成候補者として県内に居住・就業した期間を通算します。



★本事業の返還支援額は奨学金の返還残額を上限としていることから、県外で居住又は就業する期間が長期にわたり、奨学金の返済が進んだ場合、支援額は助成対象月数に2万6千円を乗じて得た額を下回る場合があります。